

別表第3（第5条関係）

出納役の補助者

出納役の補助者	出納役の補助者の職名	事務の範囲
旭川校室，釧路校室，函館校室及び岩見沢校室（以下「各校室」という。）財務グループの総括係長又は係長のうちから，出納役が指定した者	出納主任	当該各校に関する収入金の収納保管業務
各校室副事務長 ただし，各校室副事務長が不在の場合は，各校室財務グループの総括係長又は係長（出納主任を除く）とし，これらの者が全て不在の場合は，その他各校室財務グループ職員（非常勤職員を除く。）とする。	出納主任代理	
経理課経理グループの総括係長又は係長のうちから，出納役が指定した者	出納主任	事務局及び各校に関する収入金の収納保管業務
経理課副課長 ただし，経理課副課長が不在の場合は，経理課経理グループの総括係長又は係長（出納主任を除く）とし，これらの者が全て不在の場合は，その他経理課経理グループ職員（非常勤職員を除く。）とする。	出納主任代理	